

国民健康保険

お問合せ
国保年金課国保係
☎ 029-885-0340
(内) 116

国保の保険給付

国民健康保険（国保）では、対象となる事由に対して様々な給付を行っており、それを「保険給付」といいます。

医療・療養に対する給付

◇対象となる診療 診察、処置・手術等の治療、薬や治療材料の支給、入院・看護、在宅療養・看護、訪問看護 ※入院時の差額ベッド代、患者の希望による保険外診療、歯科診療で特殊な素材を使用した差額診療や自由診療は対象外となります。

◇対象外の診療 保険適用外の治療法、正常分娩、経済的理由による人工中絶、健康診断、予防注射、労災保険の対象になる場合等

◇制限のあるもの けんか、泥酔によるもの、医師や保

険者の指示に従わないとき、犯罪や故意によるもの

◇医療費の自己負担割合

- ・0歳～未就学児：2割
- ・70～74歳：2割（昭和19年4月1日までに生まれた方は1割。生年月日を問わず現役並み所得者は3割）
- ・右記以外の方：3割

◇村への申請が必要な給付

保険給付には給付を受けるために被保険者が村へ申請する必要があります。

▼療養費の支給

やむを得ず保険証を使わないで受けた診療や、骨折等で柔道整復師の施術を受けた場合、医師が認めたはり・灸・マッサージ代、コルセット等の補装具代、輸血の生血代、旅行中の海外での診療等は、医療費を全額自己負担した後に、申請により自己負担割合に応じた額が支給されます。

▼出産育児一時金

被保険者が分娩（妊娠12週以上の死産・流産を含む）したときに次の額が支給されます。

- ・分娩をした医療機関等が産科医療補償制度に加入して

いて、妊娠22週以上の場合
：42万円
・右記以外：40万4千円

▼葬祭費

被保険者が死亡した場合、喪主の方に5万円が支給されます。

▼交通事故等するとき

事故等でケガをした場合でも、届出により国保で診療を受けることができます。

ただし、示談を結んでしまった場合等、国保が使えない場合もあります。示談の前には必ず国保へ連絡をしましょう。

▼高額療養費の支給

医療費が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が申請により支給されます。

限度額適用認定証を ご利用ください

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口へ提示すると、医療機関への支払額が自己負担限度額までとなり、高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。 ※いずれの認定証も、事前に村への申請が必要です。

※国保税に滞納がある世帯の方には認定証を交付出来ない場合があります。

新成人のみなさんへ ～20歳になったら国民年金～

国民年金は、年をとったとき、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、現役世代みんなで支えようという考えで作られた制度です。

◎国民年金保険料の納め方 国民年金保険料は、納付書での現金納付のほかに口座振替、クレジットカード、電子納付ができます。納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。

*保険料は前納がお得です 口座振替、クレジット納付は申込みが必要です。申込書には、基礎年金番号の記入が必要になりますので、年金手帳や納付書でご確認ください。また口座振替申出書には金融機関届出印の押印が必要です。申込後に開始通知書が送付されますので、開始月を確認し、それ以前の保険料については納付書で納付してください。 ※支払方法によって割引額は異なります。

◎付加年金制度 保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金と合わせて付加年金を受けとれます。付加年金額(年額)は、付加保険料納付月数×200円です。

◎学生納付特例制度 学生の方は、本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。申請の際には学生証等の在学期間を証明するものが必要です。

◎免除制度 経済的な理由により保険料を納めることができない場合、保険料を全額免除または一部免除することができます。免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に含まれます。

◎追納制度 学生納付特例や免除等の承認を受けた期間がある場合、国民年金保険料を全額納付したときに比べ将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。減額された年金受取額を補うため、免除の承認を受けた期間の保険料は10年以内であれば、過去10年にさかのぼって納めることができます。

◎詳細 日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

■問合せ 土浦年金事務所 ☎029-825-1170